

自治会・町内会への補助金等一覧

補助金の名称	補助内容	申請受付交付	申請書類	担当課
市民組織結成奨励金	自治会を結成した時 1世帯 100円 ※既存自治会から独立した場合は非対象	申請時期 随時 交付時期 随時	・市民組織結成届兼奨励金交付申請書 ・自治会会則 ・会員名簿 ・役員名簿 ・自治会区域図	市民自治推進課 (内線) 2513
市民組織交付金	自治会の運営や事務費の補助 ① 世帯割額 1世帯 260円 ②均等割 100戸以下 5,000円 101~300戸 7,000円 301~500戸 10,000円 501~1000戸 15,000円 1001戸以上 20,000円	毎年7月中旬頃交付申請書を自治会長へ郵送します。 交付時期は11~12月下旬頃になります。 年度途中に自治会を結成し、届出をした場合は月割りで算出し交付します。	・市民組織交付金交付申請書 ・自治会会則(改正した時) ・前年度決算報告書及び事業報告書 ・振込銀行口座の通帳の写し ・広報配布世帯数が自治会加入世帯数より多い場合はその多い分の世帯名簿を備えておいてください。	市民自治推進課 (内線) 2513
広報等配布交付金	広報等の配布協力に対し1世帯 290円			広報シティプロモーション課 (内線) 2121
資源協力金	・資源集積所の維持管理にかかる経費の補助 ・市民の方から排出される資源の売却額の一部については、資源集積所を管理する自治会・町内会もしくは管理団体に還元します。	毎年3月頃自治会長等へ資源協力金振込届を郵送します。 年度途中に変更があった場合には、環境事業センターに連絡してください。	・資源協力金振込届	環境事業センター (内線) 6454
地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助金	自治会館・町内会館といった地区集会所(地域コミュニティ拠点施設)についての新築、増改築、修繕及び用地取得等の費用補助。 ※補助額は、補助対象により異なります。	毎年7月末頃に自治会長へ地域コミュニティ拠点施設整備支援事業予定計画書を郵送しますので、翌年度に修繕等の事業予定がある場合は、提出してください。 【交付時期】 工事完了後及び売買契約締結後、登記補助は登記完了後	【事業実施前年度】 地域コミュニティ拠点施設整備支援事業予定計画書、工事見積書等 【事業実施年】 補助金交付申請書、収支予算書、工事見積書等 ※申請書類は、補助対象により異なります。事業実施が決まり次第ご案内します。	市民自治推進課 (内線) 2513

補助金の名称	補助内容	申請受付交付	申請書類	担当課
防犯灯設置事業補助金	藤沢市防犯連合協議会で行う事業で、各自治会が設置必要箇所を申請し、予算の範囲で必要性の高い順に設置費を補助します。	毎年6月末頃自治会長へ防犯灯設置申請書を郵送します。	・防犯灯設置申請書	防犯交通安全課 (内線) 2531
防犯灯補修費補助金	補助を受けて設置された防犯灯及び、防犯灯として認定された照明の補修費の補助。 補助額 藤沢市防犯灯補助金交付要綱の別表2「防犯灯補修単価表」に定める金額	防犯灯協力会に加入している電気工事業者に依頼した場合、申請手続は不要	・防犯灯補修工事を行ったら電気工事業者が作成する請求書に修繕確認の印を押していただきます。 ・委任状 ※一度提出している場合は、再度の提出は不要です。	防犯交通安全課 (内線) 2531
		防犯灯協力会加入業者以外の電気工事業者に依頼する場合 申請時期 随時	・防犯灯補修費補助金交付申請書 ・補修代金の領収書の写し ・振込口座の通帳の写し	
防犯灯電気料補助金	補助を受けて設置された防犯灯及び、防犯灯として認定された照明の電気料の補助。 補助額 供給約款に基づき算定される料金の額	①東京電力から藤沢市防犯連合協議会へ直接電気料の請求がある分。	・委任状 補助金の申請、請求、受領に関する一切の権限を藤沢市防犯連合協議会へ委任していただきます ※一度提出している場合は、再度の提出は不要です。	防犯交通安全課 (内線) 2531
		②マンション等集合住宅で施設内照明の電気料と一緒に自治会で支払いをしている分。 1月頃電気料補助金交付申請書を自治会長へ郵送します。	・防犯灯電気料補助金交付申請書 ・防犯灯調書 ・防犯灯配置図 ・12月分の電気料の領収書の写し ・振込口座の通帳の写し ※補助の対象は市が防犯灯と認定したものに限りません	
防犯カメラ設置費補助金	設置費の4分の3以内の額、または設置する防犯カメラの台数に27万円（ソーラー型カメラは30万円）を乗じた額のいずれか低い額。	事業実施の前年度の5月までに防犯交通安全課と、事前に協議してください。	・藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置事業計画届出書 ・工事見積書の写し（複数社） ・設置場所概略図	防犯交通安全課 (内線) 2531

補助金の名称	補助内容	申請受付交付	申請書類	担当課
防犯カメラ修繕費補助金	修繕費の4分の3以内の額。ただし、1団体につき同一年度内に20万円まで、かつ申請は2回まで。	修繕をする前に防犯交通安全課へ事前申請が必要です。 申請時期 随時	・防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書 ・工事見積書の写し ・設計書・仕様書 ・施工場所の写真	防犯交通安全課 (内線) 2531
自主防災組織防災資機材購入等補助金制度 (資機材整備補助金)	防災資機材の購入等に関する補助金(要事前申請) 【補助率】 購入等に係る経費の1/2以内 【限度額】 4月1日時点での世帯数に応じて50~100万円(累計)	【申請時期】 原則4月1日(当日が土日祝日の場合は直後の開庁日)~1月31日(当日が土日祝日の場合は直前の開庁日) ※予算の範囲内で先着順 【交付時期】 「自主防災組織防災資機材購入等完了届」等の審査完了後1か月以内	・自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書 ・見積書(写し) ・自主防災会規約(写し) ・自主防災会役員名簿(写し) ・土地所有者の承諾書等の写し(※防災倉庫や消火器格納箱等設置の場合) ・維持管理規程の写し(※AED一式の購入の場合) ・普通救命講習会修了証の写し(※AED一式の購入の場合)	災害対策課 (内線) 2432
自主防災組織防災資機材購入等補助金制度 (資機材再整備補助金)	防災資機材の購入等に関する補助金(※最後に資機材整備補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過した組織が補助対象) 【補助率】 購入等に係る経費の1/2以内 【限度額】 資機材整備補助金限度額の1/2(累計)(※4月1日時点での世帯数に応じる)	【申請時期】 原則4月1日(当日が土日祝日の場合は直後の開庁日)~1月31日(当日が土日祝日の場合は直前の開庁日) ※予算の範囲内で先着順 【交付時期】 「自主防災組織防災資機材購入等完了届」等の審査完了後1か月以内	・自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書 ・見積書(写し) ・自主防災会規約(写し) ・自主防災会役員名簿(写し) ・土地所有者の承諾書等の写し(※防災倉庫や消火器格納箱等設置の場合) ・維持管理規程の写し(※AED一式の購入の場合) ・普通救命講習会修了証の写し(※AED一式の購入の場合)	災害対策課 (内線) 2432
自主防災組織防災資機材購入等補助金制度 (資機材再々整備補助金)	防災資機材の購入等に関する補助金(※最後に資機材再整備補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過した組織が補助対象) 【補助率】 購入等に係る経費の1/2以内 【限度額】 資機材整備補助金限度額の1/2(累計)(※4月1日時点での世帯数に応じる)	【申請時期】 原則5月1日(当日が土日祝日の場合は直後の開庁日)~1月31日(当日が土日祝日の場合は直前の開庁日) ※予算の範囲内で先着順 【交付時期】 「自主防災組織防災資機材購入等完了届」等の審査完了後1か月以内	自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書 ・見積書(写し) ・自主防災会規約(写し) ・自主防災会役員名簿(写し) ・土地所有者の承諾書等の写し(※防災倉庫や消火器格納箱等設置の場合) ・維持管理規程の写し(※AED一式の購入の場合) ・普通救命講習会修了証の写し(※AED一式の購入の場合)	災害対策課 (内線) 2432